

徳島県告示第五百四十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条の三第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる海岸に係る高潮浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、次の表の上欄に掲げる海岸の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる場所において閲覧に供する。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海岸名	閲覧場所
讃岐阿波沿岸	徳島県県土整備部河川整備課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎（鳴門総合サービスセンター）
紀伊水道西沿岸	徳島県県土整備部河川整備課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎 徳島県東部県土整備局徳島庁舎（鳴門総合サービスセンター） 徳島県南部総合県民局阿南庁舎
海部灘沿岸	徳島県県土整備部河川整備課 徳島県南部総合県民局阿南庁舎 徳島県南部総合県民局美波庁舎